

高齢者虐待防止と 早期発見に関する指針

2018 年 9 月 1 日

いの町立特別養護老人ホーム偕楽荘

1 高齢者虐待防止法（平成 17 年法律第 124 号）による高齢者虐待の定義

- ・「高齢者」とは「65 歳以上の者」と定義
- ・高齢者虐待を ①養護者による高齢者虐待
②養介護施設従事者等による高齢者虐待
とに分けて定義

①養護者	高齢者を現に養護する者であって要介護施設従事者等以外の者 (高齢者の世話をしている家族、親族、同居人が該当)	
②養介護 施設従事者 等	＜養介護施設＞	又は ＜養介護事業＞
	介護老人福祉施設（偕楽荘） 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 地域密着型介護老人福祉施設 地域包括支援センター （老人福祉法に規定する） 老人福祉施設 有料老人ホーム	居宅サービス事業 居宅介護支援事業 介護予防サービス事業 地域密着型（介護予防）サービス 事業 介護予防支援事業 （老人福祉法に規定する） 老人居宅生活支援事業
の業務に従事する職員		

2 高齢者虐待の行為（高齢者虐待防止法第 2 条第 5 項）

イ 身体的 虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加える こと （例）つねる、無理やり食事を口に入れる 等
ロ 介護・世話 の放棄、放任	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他 高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること （例）水分や食事を十分に与えない 等
ハ 心理的 虐待	高齢者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応、その他 高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと （例）排泄の失敗を嘲笑する、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をか かせる 等
ニ 性的 虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者にわいせつな行 為をさせること （例）排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する 等
ホ 経済的 虐待	高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当 に財産上の利益を得ること （例）日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない 等

3 高齢者虐待の防止と早期発見

(1) 借楽荘の体制

- ・ 高齢者虐待に至る原因は多岐にわたるが、その原因を職員個人の問題とはせず、組織として課題を捉える。
- ・ リスクマネジメントの視点で業務改善に取り組む。
- ・ 日頃から互いの悩みや相談を受け止める、職場風土を作る。
- ・ 介護技術や知識とともに、職業倫理を育む教育を行う。
- ・ 職場の労働条件の改善に留意する。
- ・ 入所者の身体面、精神面の観察により、虐待が疑われる事例があればサービス担当者会を開催し速やかに全職種で対策を立てる。

(2) 養護者による高齢者虐待を早期発見する

- ・ 介護員、看護師は、入所者とその養護者、家族と接する機会が最も多いので、常に専門的知識を持って観察を行う。
- ・ 虐待が疑われる事例があれば、入所者とその養護者、家族の支援を行っていく。
- ・ 緊急性がある場合は、必要な通報を行う。

(3) 養護者及び職員による高齢者虐待を発見した場合の通報

高齢者虐待防止法（一部抜粋）

・ 高齢者虐待の早期発見と通報

養介護施設従事者は高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。（第5条第1項）

・ 養護者による高齢者虐待に係る通報

養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。（第7条第1項）

・ 養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報

養介護施設従事者は、養介護施設において、業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報しなければならない。（第21条第1項）

・ 養介護施設従事者による高齢者虐待を発見した者

養介護従事者は第1項から第3項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取り扱い（降格、減給、訓告、自宅待機命令、給与上の差別、退職の強要、雑務従事、退職金減給・没収）を受けない。（第21条第7項）

高齢者虐待防止法では「刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止を妨げるものとして解釈してはならない」ことが示されており虐待の相談や通報を行うことは養介護施設従事者等であっても「守秘義務違反」にはならない。

4 高齢者虐待の起きる原因

虐待と思われる行為の原因や理由に「虐待と思われる行為を受けた利用者側の要因」や「高齢者虐待を行った職員側の要因」また、「業務が多忙等その他の要因」が挙げられるが、養介護施設従事者等による虐待の発生は主に以下の5つの要因が考えられる。

【養介護施設従事者等による高齢者虐待の背景の要因】

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 組織運営2. チームアプローチ3. ケアの質4. 倫理観とコンプライアンス（法令順守）5. 負担・ストレスと組織風土 |
|---|

これらの要因は相互に関係している場合が多く、これらの要因が必ずしも直接的に虐待を生み出すわけではないが、放置されると虐待の温床となり、いくつかの要因が作用することで虐待の発生が助長されることもあり、単純に職員個人だけに原因を求められるものではない。

5 高齢者虐待防止に向けた取り組み

- ・ 身体拘束廃止委員会の設置：利用者の人権を守る。
借楽荘「身体拘束廃止に関する指針」参照
- ・ 職員の人権意識を高める取り組み。
研修会への参加、ポスター掲示等。
- ・ 外部からのチェック
介護相談員、傾聴ボランティアや家族の意見、意見箱の投書等の情報を幅広く職員間で共有する。
- ・ 不適切なケアをなくす
高齢者や家族が不快であったり、つらい、悲しいと感じるケアは行わない。
虐待防止の難しさは「わかりにくさ」と「深刻さ」であり、わかりにくさは誤解や混乱を生み、深刻さは見ても見ぬふりや問題の先送りにつながることを自覚する。

6 高齢者虐待の発見方策

(1) 高齢者虐待が発見されにくい理由

1) 社会からの孤立

入所者は社会から孤立し、施設内で閉ざされた環境となりやすく、第三者による発見がされにくい状態となる。

2) 高齢者虐待行為の隠ぺい

虐待を受けても、入所している立場の弱さから他人に知らせることをせず隠そうとする。

虐待を受けている高齢者自身が「自分さえ我慢すれば…」と、虐待をしている者をかばったり、虐待を指摘されても否定することが多い。

(2) 高齢者虐待を発見するために

虐待のサインに気づく（外傷、おびえた表情、話したまらない、支援のためらい、不自然な行動、無気力・無表情 など）

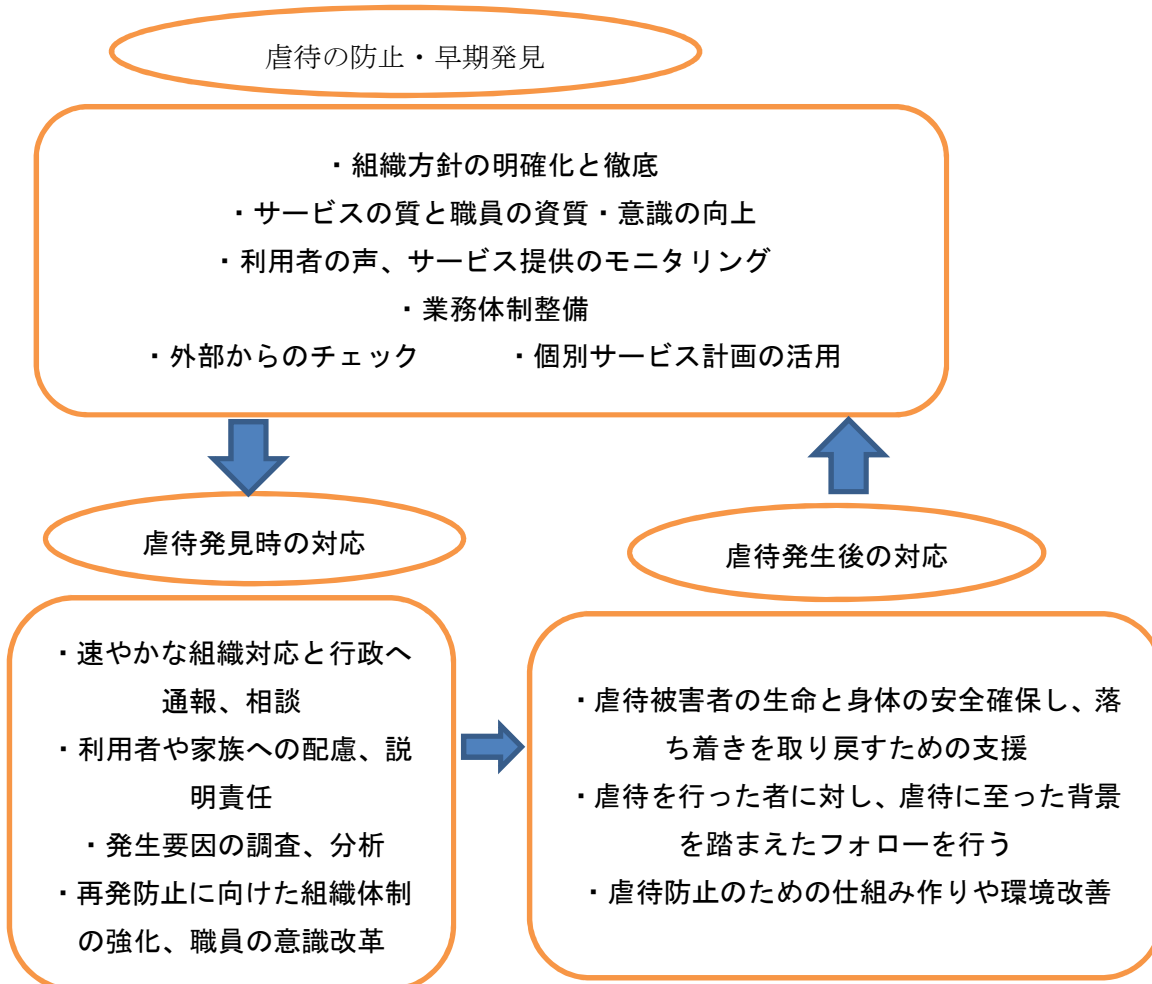
(3) 虐待発見時の対応

- 1) 虐待もしくは虐待が疑われる事案を発見した場合は、速やかに組織的な対応をすると同時に行政に通報、相談する。(3 高齢者虐待の防止と早期発見 参照)
- 2) 利用者・家族に十分な配慮をしながら速やかに誠意ある対応と説明を行う。
- 3) プライバシー保護を前提としながらも対外的な説明責任を果たす。
- 4) 発生要因を調査、分析するとともに再発防止に向けて組織体制の強化、職員の意識啓発を徹底する。

(4) 発生後の対応

- 1) 被害者である利用者、虐待を行った者、双方への視点を持って対応する。
- 2) 安全で安心できる生活を取り戻すための取り組みを図る。
- 3) 職員が虐待を行った場合には、職場や家庭でのストレスや、トラブルがなかったかを把握し、その他の職員の状況にも改めて配慮する取り組みを進める。

(5) 虐待防止のフローチャート



参考) 介護保険法に基づく集団指導資料：高知県地域福祉部福祉指導課

障害者虐待防止の手引き：全国社会福祉協議会

高齢者虐待防止の手引き：厚生労働省

高齢者虐待防止マニュアル：社会福祉法人鶯園

